



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
・公有水面埋立ての竣功認可		漁 港 漁 場 課
・保安林の指定		林 政 課
・都市計画の変更		都 市 政 策 課
○公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正		会 計 課
◎ 公 告		
・大規模小売店舗の変更の届出		経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見		〃
・土地改良区の定款変更の認可		農 村 整 備 課
・測量の実施(2件)		建 設 企 画 課
・測量の終了		〃
・土地区画整理事業の換地処分		住 宅 課
・一般競争入札の実施		警 察 本 部 会 計 課
・落札者等		〃
◎ 教育長公告		
・県立学校教員採用特別選考試験の実施		高 校 教 育 課

告 示

長崎県告示第736号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和3年11月5日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
 名 称 対馬市
 所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
 代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜
 代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
 (1) 位 置 長崎県対馬市豊玉町横浦字大浅浦430番9から430番10に至る地先
 (2) 区 域 省略(閲覧図書のとおり)
 (3) 面 積 572.46平方メートル
- 4 埋立地の用途

海岸保全施設関連用地

- 5 埋立免許年月日及び番号
昭和60年2月1日付け長崎県指令59漁計許第75号
- 6 閲覧場所
長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
諫早市土師野尾町81の1
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第738号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年11月5日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画道路 1・6・3号 野田日並線
長崎都市計画道路 1・4・4号 長崎時津縦貫線
長崎都市計画道路 3・1・142号 浦上川線
長崎都市計画道路 3・6・165号 滑石野田線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - 1・6・3号 野田日並線
変更する部分 長崎県西彼杵郡時津町野田郷字長谷、字猪ヶ倉、字下夕山、字野中及び字堤ノ平並びに左底郷字狩底
 - 1・4・4号 長崎時津縦貫線
追加する部分 長崎県長崎市茂里町、松山町、城栄町、油木町、江里町、緑が丘町、西町、錦三丁目、若竹町、岩屋町、虹が丘町、葉山二丁目及び滑石二丁目並びに西彼杵郡時津町元村郷字巡り、字上開田、字高尾及び字飯盛並びに時津町野田郷字長谷、字猪ヶ倉、字堤ノ平及び字野中
 - 3・1・142号 浦上川線
変更する部分 長崎県長崎市茂里町
 - 3・6・165号 滑石野田線
追加する部分 長崎県長崎市滑石二丁目並びに西彼杵郡時津町元村郷字巡り、字上開田、字高尾及び字飯盛並びに時津町野田郷字長谷
- 3 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局、長崎市役所及び時津町役場

長崎県告示第739号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、十八親和銀行新戸町中央支店、十八親和銀行日野中央支店及び十八親和銀行口之津中央支店については令和3年11月8日から、十八親和銀行平和町支店、十八親和銀行日宇支店、十八親和銀行大塔支店及び十八親和銀行西福岡支店については令和3年11月22日から適用する。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																																																
<p>1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">取扱部局又はかい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行大塔支店</td> <td>佐世保市大塔町</td> <td>佐世保南高等学校</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行佐世保俵町支店</td> <td>佐世保市俵町</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行大宮中央支店</td> <td>佐世保市大宮町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行東福岡支店</td> <td>福岡市博多区博多駅東三丁目</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行本原支店</td> <td>長崎市扇町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行千々石支店</td> <td>雲仙市千々石町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八親和銀行大塔支店	佐世保市大塔町	佐世保南高等学校	略			名称	位置	略	略	十八親和銀行佐世保俵町支店	佐世保市俵町	十八親和銀行大宮中央支店	佐世保市大宮町	略	略	十八親和銀行東福岡支店	福岡市博多区博多駅東三丁目	略	略	十八親和銀行本原支店	長崎市扇町	略	略	十八親和銀行千々石支店	雲仙市千々石町	略	略	<p>1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">取扱部局又はかい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行日宇支店</td> <td>佐世保市日宇町</td> <td>佐世保南高等学校</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行佐世保俵町支店</td> <td>佐世保市俵町</td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行大塔支店</u></td> <td><u>佐世保市大塔町</u></td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行大宮中央支店</td> <td>佐世保市大宮町</td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行日野中央支店</u></td> <td><u>佐世保市日野町</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行東福岡支店</td> <td>福岡市博多区博多駅東三丁目</td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行西福岡支店</u></td> <td><u>福岡市早良区高取</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行本原支店</td> <td>長崎市扇町</td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行新戸町中央支店</u></td> <td><u>長崎市新戸町</u></td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行平和町支店</u></td> <td><u>長崎市平和町</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行千々石支店</td> <td>雲仙市千々石町</td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行口之津中央支店</u></td> <td><u>南島原市口之津町</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八親和銀行日宇支店	佐世保市日宇町	佐世保南高等学校	略			名称	位置	略	略	十八親和銀行佐世保俵町支店	佐世保市俵町	<u>十八親和銀行大塔支店</u>	<u>佐世保市大塔町</u>	十八親和銀行大宮中央支店	佐世保市大宮町	<u>十八親和銀行日野中央支店</u>	<u>佐世保市日野町</u>	略	略	十八親和銀行東福岡支店	福岡市博多区博多駅東三丁目	<u>十八親和銀行西福岡支店</u>	<u>福岡市早良区高取</u>	略	略	十八親和銀行本原支店	長崎市扇町	<u>十八親和銀行新戸町中央支店</u>	<u>長崎市新戸町</u>	<u>十八親和銀行平和町支店</u>	<u>長崎市平和町</u>	略	略	十八親和銀行千々石支店	雲仙市千々石町	<u>十八親和銀行口之津中央支店</u>	<u>南島原市口之津町</u>	略	略
名称	位置	取扱部局又はかい																																																																															
略																																																																																	
十八親和銀行大塔支店	佐世保市大塔町	佐世保南高等学校																																																																															
略																																																																																	
名称	位置																																																																																
略	略																																																																																
十八親和銀行佐世保俵町支店	佐世保市俵町																																																																																
十八親和銀行大宮中央支店	佐世保市大宮町																																																																																
略	略																																																																																
十八親和銀行東福岡支店	福岡市博多区博多駅東三丁目																																																																																
略	略																																																																																
十八親和銀行本原支店	長崎市扇町																																																																																
略	略																																																																																
十八親和銀行千々石支店	雲仙市千々石町																																																																																
略	略																																																																																
名称	位置	取扱部局又はかい																																																																															
略																																																																																	
十八親和銀行日宇支店	佐世保市日宇町	佐世保南高等学校																																																																															
略																																																																																	
名称	位置																																																																																
略	略																																																																																
十八親和銀行佐世保俵町支店	佐世保市俵町																																																																																
<u>十八親和銀行大塔支店</u>	<u>佐世保市大塔町</u>																																																																																
十八親和銀行大宮中央支店	佐世保市大宮町																																																																																
<u>十八親和銀行日野中央支店</u>	<u>佐世保市日野町</u>																																																																																
略	略																																																																																
十八親和銀行東福岡支店	福岡市博多区博多駅東三丁目																																																																																
<u>十八親和銀行西福岡支店</u>	<u>福岡市早良区高取</u>																																																																																
略	略																																																																																
十八親和銀行本原支店	長崎市扇町																																																																																
<u>十八親和銀行新戸町中央支店</u>	<u>長崎市新戸町</u>																																																																																
<u>十八親和銀行平和町支店</u>	<u>長崎市平和町</u>																																																																																
略	略																																																																																
十八親和銀行千々石支店	雲仙市千々石町																																																																																
<u>十八親和銀行口之津中央支店</u>	<u>南島原市口之津町</u>																																																																																
略	略																																																																																
3及び4 略	3及び4 略																																																																																

公 告

大規模小売店舗の変更の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ諫早

長崎県諫早市久山町1270番地1 外3筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮

東京都港区浜松町2丁目4番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

① アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役 野島 廣司

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

② 株式会社マックハウス 代表取締役 北原 久巳

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

（変更後）

① アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役 野尻 幸宏

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

② 株式会社マックハウス 代表取締役 坂下 和志

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

(4) 変更の年月日

① 令和3年5月1日

② 令和3年5月19日

2 届出年月日

令和3年10月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎・JR長崎駅高架下開発計画

長崎県長崎市尾上町1番1号

2 届出の概要

- ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する届出事項の変更
- ① 荷さばき施設の位置及び面積
 - ② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する届出事項の変更
- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 3 意見書の概要
- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
 - ① 工作物（舗装道路含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる伐採材や各種廃材（廃木材、コンクリート破片、アスファルト破片等）は、産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。
 - ② 当該施設内において、利用客が廃棄する廃棄物は一般廃棄物となりますが、当該施設内にある各事業者（店舗等）から発生する廃棄物については、一部の品目を除き産業廃棄物となりますので、当該施設関係者、一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者間の連携により、分別と処理が確実に行われるようにしてください。
 - ③ 廃棄物の保管については、一般廃棄物、産業廃棄物とも保管基準を遵守し、悪臭の発生等がないようにしてください。
 - ④ 荷さばき施設の位置及び面積については、新たな施設計画に伴い、交通渋滞が発生しないよう需要に応じた駐車台数（荷さばきを含む）を確保してください。
また、当該施設については、令和3年2月1日付けで長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第10条に基づき附置駐車施設設置届出書が提出されていますが、届出内容に変更が生じる場合は変更届出書の提出が必要となります。
なお、同条例第9条において、荷さばきのための駐車施設の駐車に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上と定められていますので、荷さばき駐車施設の計画に際し留意してください。
- 4 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年8月26日総会議決）を認可した。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 見岳土地改良区
認可年月日 令和3年10月27日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市大瀬戸町雪浦下釜郷 他	令和3年11月1日から 令和4年1月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市吾妻町大木場名地区	令和3年10月25日から 令和3年11月30日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西彼町	令和3年10月1日

土地区画整理事業の換地処分（公告）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、池山土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

長崎県内の警察施設で使用する電力

契約電力 1,921 kW

予定使用電力量 4,810,600 kWh

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 使用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 需要場所

長崎県内の警察施設（入札説明書による。）

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する各施設の年ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総計（年間総価）を入札金額とすること。この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) この公告に定める開札日時時点で、電力調達の契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。

(4) この公告に定める開札日時時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和3年10月18日改定）に基づく資格を得ていること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(7) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 資格審査申請書

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部管財課（施設班）

（電話）095-824-1111

（提出期限）令和3年12月3日 午後5時まで

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）

(2) 長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「報告書」という。）

前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、報告書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

報告書の入手先、提出場所及び問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課

（電話）095-895-2512

(提出期限) 令和3年12月3日 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。)

4 入札参加条件

当該施設の電力需要に対して供給可能であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

(住所) 〒850-8548 長崎市尾上町3番3号

(名称) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)

(電話) 095-820-0110 内線 2231

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和3年12月13日(月)までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局等とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 5の部局等とする。

(2) 受領期限 令和3年12月20日(月)午後5時まで

(3) 提出方法 直接又は郵便(書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 開札の日時及び場所

(日時) 令和3年12月21日(火)午後1時30分

(場所) 長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部 3階入札室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札書に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字、電気料金総額内訳書の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しな

い。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to use in Nagasaki Prefectural Police facilities
Contract: 1,921kW, Estimated volume of electricity: 4,810,600kWh.
- (2) Period of supply:
From 1 April 2022 through 31 March 2023
- (3) Place of supply:
Nagasaki Prefectural Police facilities
- (4) Time-limit for tender:
5:00 p.m. 20 December 2021
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. 21 December 2021
- (6) Contact point for the notice:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年11月5日

長崎県知事 中村 法道

- 1 特定役務の名称及び数量
車両メンテナンス業務委託 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
電話 095-820-0110
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和3年9月21日

- 5 落札者
東京都港区芝3-22-8
オリックス自動車株式会社 代表取締役 上谷内 祐二
- 6 落札価格
183,283,200円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 7 入札公告日
令和3年8月6日
- 8 落札方式
最低価格

教育長公告

県立学校教員採用特別選考試験の実施（公告）

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和4年度県立学校教員採用特別選考試験を次のとおり実施する。

令和3年11月5日

長崎県教育委員会
教育長 平田 修三

令和4年度長崎県公立学校教員採用特別選考試験

令和4年度長崎県公立学校に勤務する教員を募集します。

記

- 1 職 種
高等学校水産科教諭
- 2 募集人員及び出願資格

募集職種	募集人数	対象者及び資格
高等学校 教諭	1名	I 昭和37年4月2日以降に生まれた者 II 次のア、イのいずれかに該当する者 ア 高等学校普通免許状「水産」又は「商船」を有する者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者で、三級海技士（航海）以上の海技免許状を有し、履歴限定解除されている者 イ 三級海技士（航海）以上の海技免許状を有し、5年以上船舶に乗船の経験を有する者で、履歴限定解除されており、技術優秀と認められる者（※1） ※1 良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者とする。 III 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 IV 令和4年4月1日以降、長崎県立長崎鶴洋高等学校での勤務が可能なる者

※ IIのイにて受験する者は、速やかに長崎県教育庁高校教育課県立学校人事班に必ず連絡すること。
（出願時に必要な高等学校普通免許状の取得申請に係る関係書類について確認を必要とするため。）
なお、採用試験に合格しても、令和4年3月31日までに必要な免許状を取得できなかった場合、採用しない。

- 3 出願期間 令和3年11月8日（月）～令和3年12月3日（金）
※当日消印有効、持参の場合は午後5時まで
- 4 出願手続
(1) 願書用紙の交付
令和3年11月1日（月）から長崎県教育庁高校教育課で交付する。
また、長崎県教育庁高校教育課のホームページからもダウンロードできる。

【URL】 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

郵送希望者は、返信用封筒〔角2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、120円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

(2) 提出書類

- ① 願書
- ② 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- ③ 教員免許状の写し又は教員免許状取得見込証明書（※Ⅱのアに該当する者のみ）
- ④ 海技免許状の写し
- ⑤ 船員手帳の乗船履歴が分かる部分の写し
- ⑥ 実務証明責任者の証明書（※Ⅱのイに該当する者のみ）
- ⑦ 返信用封筒〔長3号 返信先を記入し、宛名は「様」付け、254円分の郵便切手を貼付すること。〕
- ⑧ 面接調査票

5 願書等の提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）

※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

6 選考試験

(1) 試験日時

令和3年12月13日（月）午前9時30分（午前9時開場）

(2) 試験会場

長崎県庁行政棟3階308会議室（長崎市尾上町3-1）

※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分

(3) 試験内容

- ① 筆記試験（専門教科）
- ② 小論文
- ③ 個人面接

(4) 合格者発表

令和4年1月14日（金）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に可否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

7 その他

○受験票は送付しません。受験番号等は試験当日、会場受付で確認してください。

○試験当日は鉛筆・消しゴム等の筆記用具を準備してください。

○当日は、マスク着用をお願いします。

○書類が不備なものについては受け付けられませんので、注意してください。

○日本国籍を有しない方は、任用の期限を付さない常勤講師として任用します。

○不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねてください。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト